

# 1 の 1 NONOICHI

## シェアオフィス利用者募集要項

1. 設置者 野々市市観光物産協会

2. 設置目的 新たに創業を志す市民や、新規事業の展開を目指す事業者が、ビジネスの拠点として利用できるよう、オフィス機能を備えた施設を整備し、利用者の連携と協力によって地域に新たな産業やビジネスとコミュニティが創造されることを目的とする。

3. 施設の概要

A	所在地	野々市市本町二丁目1番21号
B	面積	約 32 m <sup>2</sup> (シェアオフィス部分)
C	座席数	8 席 (固定席のみ)
D	設備	<p><b>【占有設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・プライベートデスク (W1200×D700×H720)</li><li>・オフィスチェア</li><li>・デスク間仕切り</li><li>・電源コンセント</li><li>・ロッカー (W900×D450×H1050、ダイヤルロック付き)</li><li>・メールボックス</li></ul> <p><b>【共有設備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・複合機 (東芝製、型番：e-STUDIO2515AC、機能：コピー／プリンタ／スキャナ)</li></ul> <p>※カウンターにより、利用者ごとのコピー、プリンタ使用枚数を把握</p> <p><b>【インターネット】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・Wi-Fi による接続が可能 回線速度：20～30Mbps (実測値)</li></ul> <p><b>【セキュリティ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・シェアオフィスへの入退室をIDカードキーで管理</li></ul>
E	利用時間	9：00 ～ 22：00 但し、届け出により上記以外の時間も利用可能 施錠は利用者の責任において行う
F	休館日	月曜日、年末年始 但し、届け出により休館日も利用可能 施錠は利用者の責任において行う
G	その他	館内にはシェアオフィスのほか、飲食店舗、コミュニティリビング、観光案内所物販スペース、シェアキッチンが併設

#### 4. 利用者の要件

A	対象者	個人及び企業、団体（法人、任意を問わないが定款、寄付行為等に類する規約等を有しており、代表者の定めがあること。）
B	必須要件	18歳以上の方（令和2年4月1日現在）
C	利用者の審査	シェアオフィス利用申込書の記載内容の確認のほか、必要に応じて利用申込者の面接や聞き取り等を行い利用者を決定する。 審査においては、市内在住の方、市内の事業所にお勤めの方、市内の大学に通学している方、市内での創業を目指している方、地域への貢献度が高い事業を予定している方などの加点基準を設ける。

#### 5. 利用料金

利用者区分	月額利用料	※税抜表示
		登録手数料 (継続利用の場合不要)
市内にお住まいの方	12,000 円	6,000 円
上記以外の方	15,000 円	6,000 円

##### 【月額利用料に含まれるもの】

- ・管理費用（定期清掃費用、警備費用、消耗品費用、その他施設の運営に必要な費用）
- ・光熱水費
- ・ロッカー使用料
- ・インターネット使用料

##### 【月額利用料とは別にご負担いただくもの】

- ・コピー・プリンタ使用料金（カウンターにより利用者ごとの使用枚数を把握、毎月末日締め）

種類	コピー・プリンタ使用料金
A4、A3（モノクロ）	8円／枚
A4、A3（カラー）	40円／枚

※毎月の合計金額に税を加算した金額をお支払いただきます。

- ・専用電話、専用FAXの設置に係る費用

#### 6. 利用期間

A	利用期間	毎年4月1日から翌年3月31日まで 引き続き利用を希望する場合は申込み手続きを行う。但し登録手数料は不要。 ※空きがある場合は年度途中からの利用開始も可能
B	途中退去	利用期間満了前の退去も可能 利用終了予定日の30日前までに指定の様式によって申し出が必要

7. 住所の利用

利用者は当施設の所在地を自らのオフィスの所在地として、名刺やウェブサイト等に掲示することができます。また、法人登記もできます。

8. 駐車場について

にぎわいの里ののいち カミーノの駐車場を利用することができますが、満車によって駐車できないことがあります。確実な駐車をご希望の場合は民間の駐車場のご契約をお勧めします。

9. 本年度の利用募集から利用開始までの流れ

① 応募受付開始 2 / 23 (日)



② 野々市市観光物産協会への申し込み



③ 審査

申込書類等の内容確認、必要に応じて利用申込者の面接や聞き取り等



④ 利用者の決定・利用者への通知

観光物産協会からシェアオフィス利用審査結果通知書を送付

- ・同意書の提出
- ・登録手数料及び初月分利用料金の支払
- ・施設利用に係る説明(日時については利用者と事務局で調整)



⑤ 利用開始可能

施設の利用方法の説明や鍵の受け渡しを行うとともに、利用許可書を交付

**【申込み書類提出先】**

〒921-8815  
 野々市市本町二丁目1番20号  
 (にぎわいの里ののいち カミーノ内)  
 野々市市観光物産協会事務局 宛

10. 提出書類

A	法人として利用契約を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアオフィス利用申込書(様式第1号)</li> <li>・法人の商業登記簿謄本</li> <li>・法人の代表者又は代理人の住民票又は運転免許所の写し</li> <li>・同意書(利用決定を受けた方のみ)</li> <li>・ある場合は参考資料</li> </ul>
B	個人又は任意の団体として利用契約を行う場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアオフィス利用申込書(様式第1号)</li> <li>・住民票又は運転免許証の写し(団体の場合は代表者のもの)</li> <li>・同意書(利用決定を受けた方のみ)</li> <li>・ある場合は参考資料</li> </ul>

1の1 NONOICHI 平面図  
 (青枠部分がシェアオフィス)

